**平成２２年（フ）第５５号**
青森県むつ市大畑町本町243番地５
債務者　吉田　　晃
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５６号**
青森県むつ市大畑町本町243番地５
債務者　吉田　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第９６号**
青森県むつ市大畑町伊勢堂19番地２
債務者　工藤　晃正
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第９７号**
青森県むつ市大畑町伊勢堂19番地２
債務者　工藤　秋子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第９８号**
青森県むつ市大畑町東町13番地
債務者　工藤　健史
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２１号**
川崎市多摩区菅３丁目５番14号メゾンブリッジＢ―103
債務者　大類　康紀
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１７号**
愛知県豊橋市富士見台３丁目25番地の19―102
債務者　竹腰　亜衣
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第２３号**
愛知県豊川市美和通１丁目５番地の３
債務者　鈴木　香里
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第３０号**
愛知県豊川市久保町日影４番地
債務者　鳥山　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第２１号**
島根県簸川郡斐川町大字荘原町3899番地　サンコーポラス斐川１号棟406号室
債務者　長尾弥須子こと　朴　弥須子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

**平成２１年（フ）第１０１５号**
岡山市東区藤井247番地６
債務者　櫻木美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１１８号**
岡山市東区金岡西町458番地５
債務者　林　　恭子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３１号**
香川県丸亀市塩屋町３丁目７番40号
債務者　眞野誠一郎
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午前11時10分
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２２年（フ）第３４号**
香川県綾歌郡宇多津町1991番地２
債務者　茂木　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午前11時30分
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２２年（フ）第１９号**
秋田県仙北市角館町八割塩手沢106番地３
債務者　安杖久美子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部